

観 光 庁
平成29年度補正予算事業
訪日外国人旅行者受入環境整備
緊急対策事業費補助金
「宿泊施設のバリアフリー化促進事業」
【第2次応募申請の手引き】

本手引書は、応募手続きに係る申請書類の作成から送付までのガイドです。
※締切日間際の提出の場合、書類審査、認定が遅れる可能性がありますので、
なるべく早めのご提出をお願いいたします。

【申請受付期間】 平成30年6月6日（水）～6月20日（水）（必着）

【問い合わせ先】

公益社団法人日本観光振興協会 総合調査研究所

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング6階

電話：03-6435-8910

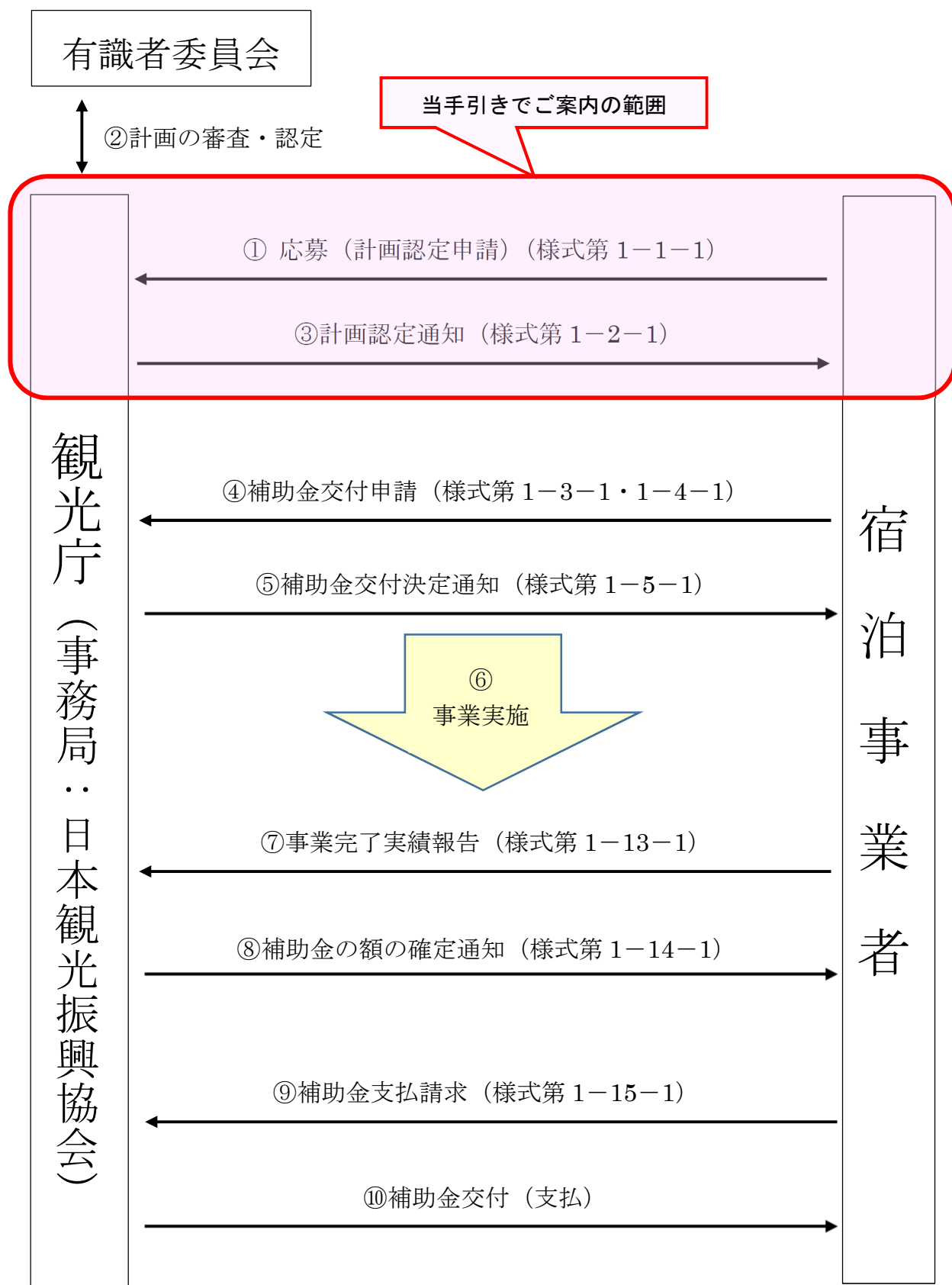
受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00 ※月～金曜日（祝日を除く）

平成30年5月
観光庁観光産業課

〔目次〕

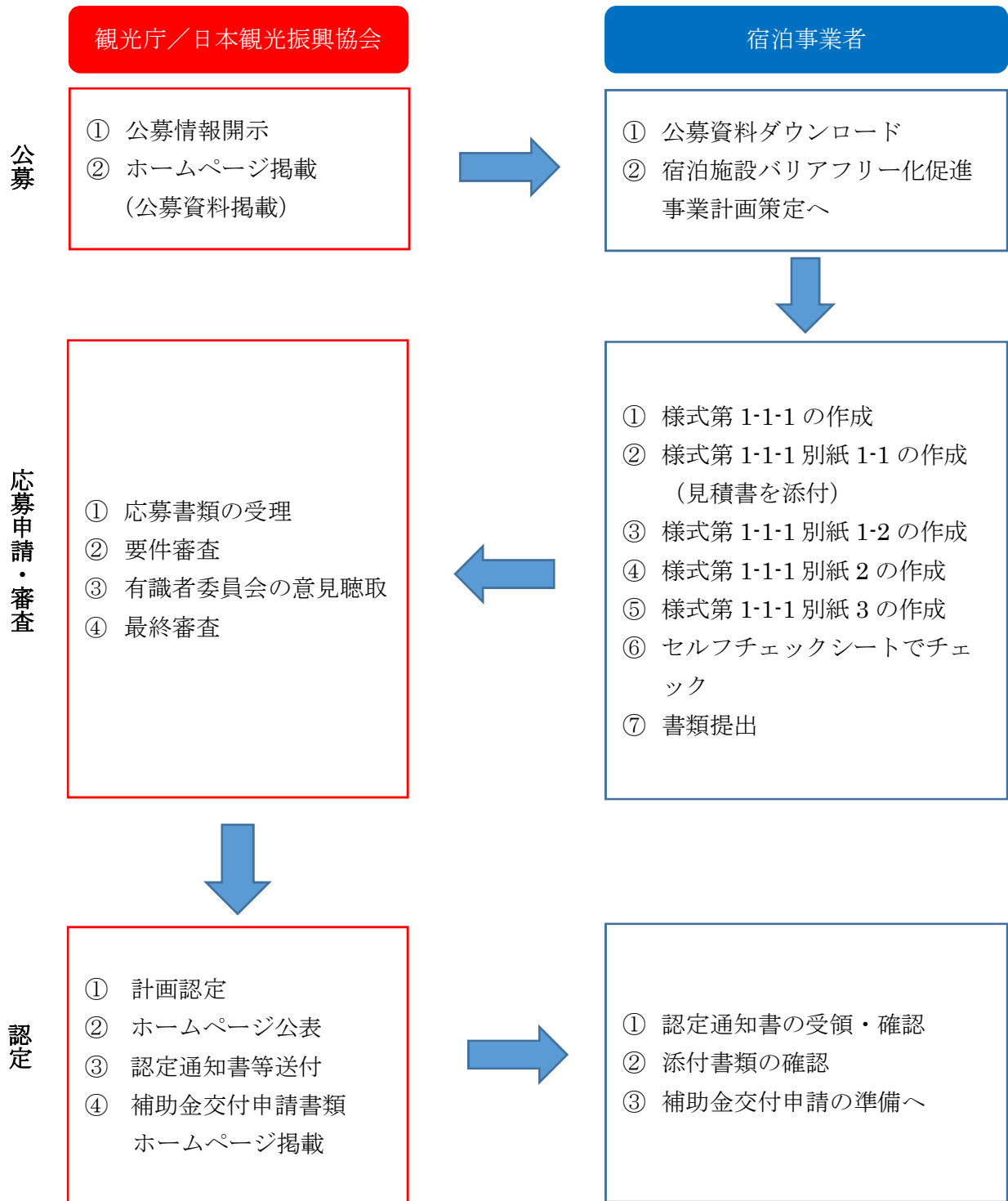
★ 事業のスキーム	3
Ⅰ. 公募開示から認定通知までの流れ	4
Ⅱ. 応募申請にあたって	5
Ⅲ. 応募申請時の提出書類	
1. 提出書類のファイル方法	8
2. 提出方法	8
3. 応募申請セルフチェックシート	9
Ⅳ. 応募申請時の提出書類の記入方法	
1. 様式第1-1-1	10
2. 様式第1-1-1 別紙1-1	10
3. 様式第1-1-1 別紙1-2	13
4. 様式第1-1-1 別紙2	13
5. 様式第1-1-1 別紙3	13
6. その他の提出書類	
(1) 補助対象経費の算出の根拠となる書類	14
(2) その他計画を審査する上で参考となる書類	14
(3) 補助対象宿泊事業者となる証明	
①旅館業法営業許可証の写し	14
②宣誓書（風営法）	14
③誓約書（反社会的勢力排除）	14
(4) 担当者登録票	15
Ⅴ. 認定について	16

★ 事業のスキーム



I. 公募開示から認定通知までの流れ

公募開始、応募申請審査、認定までのプロセスは下記のとおりです。



Ⅱ. 応募申請にあたって

1. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く）とします。

なお、宿泊事業者の企業規模は問わず、個人経営の宿泊事業者も対象となります。

2. 応募に際しての留意点

【補助対象経費の留意点】

- ① 補助対象事業に係るコンサルティング料は対象外です。
- ② 宿泊事業者の人件費など経常的経費は対象外です。
- ③ 維持管理費用（ランニングコスト）は対象外です。
- ④ リース・レンタル費用は対象外です。

【他の補助金の交付を受ける場合の留意点】

次に該当する場合は、本補助金への申請ができませんのでご注意ください。

- ① 本補助事業期間内に、今回申請の補助対象事業と同一の事業計画で、国（独立行政法人を含む）の他の補助金・助成金の交付を受けているか、又は受けることが決まっている場合。
- ② 自治体補助金を既に受けることが決まっている場合で、
 - ・自治体補助金が元々国の予算である場合。
 - ・自治体補助金に国からの補助金が含まれている場合。

【その他】

- ① 応募申請時の見積金額（1社）が、交付申請時に2社以上の見積合わせを行ったことにより減額となることは問題ありません。ただし、大幅な変更となる場合は認められない可能性があります。
 - ② 補助対象事業での購入・設置機器は新品に限ります。中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確ではないため対象となりません。
 - ③ 補助対象事業者は、取得財産について、一定の期間（*）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはなりません。その取得財産について、処分をしようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければなりません。
- （*）補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）で定めた期間

- ④ 前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-18-1により大臣の承認を受けなければなりません。
- ⑤ 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日から平成30年12月31日までです。交付決定日より前に、工事等の注文や契約を行った場合は、補助の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、補助対象事業の完了は、工事等に係る経費の支払いまで全てを完了する必要がありますので、平成30年12月31日までにこれらを実施してください。このため、計画の策定に当たっては、当該期間で事業完了を見込める内容にて申請してください。大規模改修等を行う場合においては特にご注意ください。

3. 応募申請書類

応募に必要な申請書類は、観光庁ホームページ又は日本観光振興協会ホームページから、第2次募集用の様式をダウンロードしてご利用ください。

○観光庁 HP：http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000157.html

○日本観光振興協会 HP：<http://www.nihon-kankou.or.jp/home/topics/barrierfree/>

※施設名称・代表者氏名等は今回の申請書類の全てに統一してください。

<想定スケジュール>

① 応募（計画認定申請） 【補助対象事業者 → 観光庁】	平成30年6月6日～6月20日	本手引きでご案内の段階
② 計画の審査・認定 【観光庁+有識者委員会】	平成30年7月中旬～下旬（予定）	
③ 計画認定通知 【観光庁 → 補助対象事業者】	平成30年7月末頃まで（予定）	
④ 補助金交付申請 【補助対象事業者 → 観光庁】	計画認定以降随時受付	
⑤ 補助金交付決定通知 【観光庁 → 補助対象事業者】	交付申請があり次第、随時審査→交付決定通知 (平成30年9月以降（予定）から随時)	
⑥ 補助対象事業の実施 【補助対象事業者】	<u>交付決定（通知）日以降、補助対象事業の工事発注等が可能 平成30年12月31日までに事業完了（経費支払いまで）</u>	
⑦ 事業完了実績報告 【補助対象事業者 → 観光庁】	補助対象事業完了後30日以内 (遅くても平成31年1月30日まで)	
⑧ 補助金の額の確定通知 【観光庁 → 補助対象事業者】	事業完了実績の報告があり次第、随時審査→補助金の額確定通知	
⑨ 補助金支払請求 【補助対象事業者 → 観光庁】	補助金の額の確定通知があり次第、速やかに提出	
⑩ 補助金交付 【観光庁 → 補助対象事業者】	補助金の支払請求があり次第、随時支払い (遅くても平成31年4月末まで)	

※上記スケジュールは、現時点における想定であり諸事情により変動する場合があります。

Ⅲ. 応募申請時の提出書類

応募申請時の提出書類は以下のとおりです。

	提出書類	種別
①	セルフチェックシート	原本
②	様式第1-1-1 (計画認定申請書) 様式第1-1-1 別紙1-1 (バリアフリー化促進事業計画) 様式第1-1-1 別紙1-2 (バリアフリー化の現在の整備状況チェック) 様式第1-1-1 別紙2 (整備目標の達成が見込まれる理由) 様式第1-1-1 別紙3 (公表への同意) <u>※第2次公募用の事業計画書の様式を使用してください。</u>	原本
③	補助対象経費の算出根拠となる書類 (1社以上の事業者の見積書)	写し
④	その他計画を審査する上で参考となる書類 (補助対象事業の図面、パンフレット等) ※実施する事業内容が分かる資料 (見積書の内容を補完するもの) を任意で添付してください。	原本
⑤	旅館業法営業許可証の写し	写し
⑥	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者に該当しない旨の宣誓書	原本
⑦	反社会的勢力排除に関する誓約書	原本
⑧	担当者登録票	原本
⑨	後日、上記書類の電子データ (Word、Excel等) の提出を求める場合があります。 求めがあった場合は電子メール等により提出してください。	データ

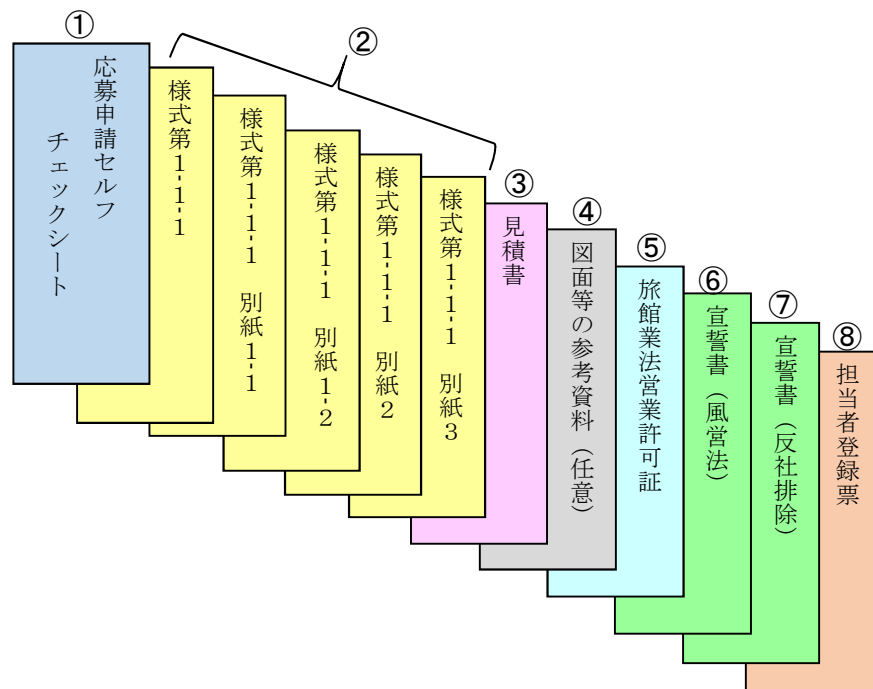
※上記1～8の提出部数 各1部

※事業計画の審査は、提出された事業計画書及び関連資料をもとに行います。記入欄に基づき、必要に応じて、枠を広げて適切に記述をしてください。

※審査に当たり白黒コピーを用いる場合がありますので、資料については、白黒でも判別できるものとしてください。

1. 提出書類のファイル方法

提出する書類は、以下の順番で、片面印刷で左肩を“クリップ留め”としてください。
(ホチキス留めは厳禁)



2. 提出方法

日本観光振興協会への応募書類の提出は、郵便等により、下記の募集期間内に受付できるように余裕をもって提出してください。期限を過ぎますと受付できませんので、ご注意ください。

提出の際は、封筒等の表面に「宿泊施設バリアフリー化促進事業補助金応募書類在中」と朱書きしてください。

※書類を送付する場合には、簡易書留や特定記録等の配達されたことが証明（確認）できる方法によってお送りください。なお、FAXや持参による提出は受付できません。

※応募書類及び添付書類等については、公募要領P14の17. その他（1）個人情報の管理に基づき、厳正な管理を行います。

※特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど応募者ご自身の責任で対応してください。

※審査は受付期間内に提出された書類により行います。事業計画書の記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、提出前に応募者ご自身でよく確認してください。特に公的書類は、入手が遅れ、発送時に間に合わなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。

※応募書類作成、送付等に係る費用は応募者の自己負担となります。

【申請受付期間】 平成30年6月6日（水）～ 6月20日（水）必着

【提出先】

公益社団法人日本観光振興協会 総合調査研究所

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング6階

電話：03-6435-8910

3. 応募申請セルフチェックシート

宿泊事業者は観光庁ホームページ又は日本観光振興協会ホームページより印刷した応募申請セルフチェックシートで、応募書類の不足・不備・記入相違等が無いようチェックをしてください。

※（ ）内にはチェック済み記号“✓”を記入し、該当がない場合は“-”を記入して 空欄を作らないでください。

IV. 応募申請時の提出書類の記入方法

応募申請書類の作成にあたっては、記入例を参照の上、下記に従って作成してください。なお、内の番号は「【記入例】応募申請様式第1-1-1」の番号を表していますので、記入例と対比させながら申請書類を作成してください。

1. 様式第1-1-1（第5条第2項関係）

宿泊事業者等団体が作成する文書

1 文書番号

宿泊事業者において独自の文書管理番号がある場合に任意で記入してください。なければ空欄のままかまいません。

2 日付

応募書類を提出する年月日（募集期間中 6/6～6/20 の日付）を記入してください。

3 宿泊事業者の住所・名称・代表者・押印

本補助金を申請する宿泊事業者の住所・名称（宿泊施設名）・代表者名を記入し、押印してください。代表者印は個人印でもかまいません。

申請する宿泊施設とは別に、当該施設を運営する会社等がある場合は、下段に当該運営会社等の情報を記入してください。

4 予算年度

平成29年度補正予算事業ですので、「29」と記入してください。

2. 様式第1-1-1 別紙1-1

5 名称（宿泊施設名称）

旅館、ホテル、民宿、ペンション、ゲストハウス等宿泊施設の名称を記入してください。

※宿泊施設名称は下記文書の全てで統一してください。

1. 「見積書」の宛名
2. 「旅館業法営業許可証」
3. 「宣誓書」（風営法）の名称
4. 「誓約書」（反社会的勢力排除）の名称

5 住所

住所は郵便物が確実に配達される住居表示とし、郵便番号を含めて正確に記入してください。**3**同様に宿泊施設とは別に、当該施設を運営する会社等がある場合は、下段に当該運営会社等の住所も記入してください。

4 事業内容

宿泊事業（旅館業、ホテル業等）を営んでいる旨を記入してください。

7 総客室数

現在宿泊可能な客室の合計部屋数を記入してください。

8 建築竣工年月

建築基準法に基づく建築確認済証の交付を受けた日を記入してください。

9 延床面積・階数・構造

建築基準法に基づき建築許可を受けた延床面積・階数・構造を記入してください。

10 代表者氏名

宿泊施設の代表者（現地責任者）を記入してください。

※代表者は今回の申請書類の全てで統一してください。

1. 「様式第1-1-1」の代表者氏名 **3**
2. 「様式第1-1-1 別紙3」の代表者氏名 **18**
3. 「宣誓書」（風営法）の代表者
4. 「誓約書」（反社会的勢力排除）の代表者

10 連絡先

宿泊施設代表社（現地責任者）と連絡がとれる電話番号を記入してください。

11 宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化の現在の整備状況及び整備目標

宿泊施設代表社（現地責任者）と連絡がとれる電話番号を記入してください。

<バリアフリー化の現状>

高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項に基づく車いす使用者用客室が設置されている場合はご記入ください。設置されていない場合は0と記入してください。

<整備目標（平成31年度末）>

今回の補助事業の他、今後自主事業にて整備を予定している計画がありましたら、具体的に記入してください。

12 宿泊事業者の訪日外国人宿泊者数の合計の現状

平成29年度の訪日外国人宿泊者数及び日本人を含めた全体宿泊者数を四半期毎に記入してください。宿泊者数は延べ人数（例：3名が2泊した場合は6名）としてください。

※四半期毎とは、会計年度（4月から翌年3月）に合わせて、第1四半期：平成29年4～6月、第2四半期：平成29年7～9月、第3四半期：平成29年10～12月、第4四半期：平成30年1～3月の3ヶ月ごとに集計してください。

13 具体的な内容

宿泊施設のバリアフリー化促進事業の具体的な内容について、公募要領P4の4. 補助対象事業『箇所①1～4又は②1～12、改修内容1～15』の中から、今回実施する事業を選択して記入してください。

※補助対象事業の実施箇所が『①の5その他』又は『②の14その他』の場合は、13での事業説明が認定の可否判断の重要項目となります。事業の必要性と効果について必ず記入してください。

3. では、11同様に今後予定している自主事業について記入してください。

14 実施時期

実施時期は事業日程（工事発注、工事開始、工事完了、工事代金の支払まで）の予定を記入してください。今回の補助事業では、平成30年9月以降（予定）に工事発注～平成30年12月末までに工事等の代金支払いまでを完了する必要があります。

※6ページの想定スケジュールを参照してください。

15 必要な資金の額及びその調達方法

次の4項目に関しては簡潔な表示(記入)とし、全ての金額は消費税抜きで算出してください。

なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これは切り捨てとしてください。

① 補助対象事業の経費内訳	単価×工事箇所のように、事業の内容が分かるように記入してください。
② 補助対象経費計	上記①の経費のうち、補助金の対象となる金額の合計を記入してください。
③ 補助金交付申請額	②の補助対象経費計のうち、交付申請する額（消費税抜き、千円未満の端数切り捨て）を記入してください。 「公募要領P4の4. 補助対象事業のうち、『箇所①』の場合は、 <u>上限100万円の範囲内</u> で記入して下さい。 「公募要領P4の4. 補助対象事業のうち、『箇所②』の場合は、 <u>補助対象経費計の2分1以内で算出し、上限500万円の範囲内</u> で記入してください。
④ 補助金対象経費の調達方法	「自己資金」「補助金」「金融機関からの借入金」「その他」に分けて記入してください。

3. 様式第 1-1-1 別紙 1-2

16 チェック項目

宿泊施設のバリアフリー化の現在の整備状況について、状況に応じて、該当するものは「○」、該当しないものは「×」、客室に浴室、便所がない場合など設備そのものがない場合等は「／」を記入してください。

客室に関しては、バリアフリー化が進んでいる 1 室について記入してください。全ての客室においてバリアフリー化が進んでいない場合は当該欄に「×」を記入してください。

4. 様式第 1-1-1 別紙 2

17 事業の実施により上記目標達成が見込まれる理由

本補助事業を実施することにより、宿泊施設のバリアフリー化の整備目標の達成が見込まれる理由について、記入例を参考として事業内容等に合わせて記入してください。

5. 様式第 1-1-1 別紙 3

18 公表への同意

宿泊事業者の名称（宿泊施設）・代表者を記入・押印してください。

※名称・代表者氏名は今回の申請書類全てで統一してください。

1. 「様式第 1-1-1」の名称・代表者氏名 **3**
2. 「様式第 1-1-1 別紙 1-1」の名称、代表社氏名 **5**、**10**

6. その他の提出書類

(1) 補助対象経費の算出の根拠となる書類

見積依頼に際しては、必ず「仕様書」（見積依頼書）にて指示をしてください。

※見積書には必ず業者の押印と日付を記入させてください。

※今回の計画認定申請時の見積書は1者以上で結構ですが、今後の交付申請時の見積書は、見積金額の妥当性を確認するために、2者以上から取得・添付いただきます。この結果、見積額が計画認定時から交付申請時に減額変更となっても問題ありません。

※「仕様書」は交付額確定の検査時に確認資料として提出を依頼する場合がありますので大切に保管してください。

※見積書は、「一式〇〇〇円」という記載ではなく、必ず実施する事業内容が確認できる内訳を明記してもらってください。

※見積書の宛名は必ず宿泊施設名としてください。見積書に法人名が必要な場合は業者に併記を指示してください。

※原本は補助対象事業者の保管とし、その写しを提出してください。

※宛名（宿泊施設名）は今回の申請書類全てで統一してください。

(2) その他計画を審査する上で参考となる書類

実施する事業内容が分かる資料（補助対象事業の図面、パンフレット等）を任意で添付してください。見積書の内容を補完するものとして、計画の審査の参考とさせていただきます。

(3) 補助対象宿泊事業者となる証明

①旅館業法営業許可証の写し

旅館業法営業許可証に記載されている宿泊施設名称と現在の宿泊事業者名称との相違ある場合は、同一施設である証明書類（保健所等への変更受理書等の保健所押印のある文書）を添付してください。

※食品衛生法営業許可証ではありませんので注意してください。

※紛失した場合は所轄の保健所に問い合わせ、再発行又は証明書の発行を受け、その写しを提出してください。

②宣誓書（風営法）

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者に該当しない旨の文書を提出してください。

③誓約書（反社会的勢力排除）

暴力団等その他公益に反する行為をなす者でないこと、過去5年間もそうでなかったこと、及び今後も暴力団等との関係を有しないこと、今後も自ら又は第三者を利用した行為を行わないことの誓約書を提出してください。

※名称・代表者氏名は今回の申請書類の全てに統一してください。

(4) 担当者登録票

本申請の窓口となる担当者について、名称、郵便番号・住所、代表者名、担当者名、電話番号（固定・携帯）、E-mail、FAX番号を登録してください。

V. 認定について

1. 応募のありました「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」については、有識者委員会の意見を聴いた上で以下の事項等を総合的に勘案して、宿泊施設のバリアフリー化を促進する効果が特に高いと認められる計画を認定します。
 - 1) 整備目標が現在の整備状況に比して高い目標であること
 - 2) 事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
 - 3) 事業の具体的な内容が宿泊施設のバリアフリー化を促進するため必要なものであること
 - 4) 目標達成が見込まれる理由が合理的であること
 - 5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、高齢者・障がい者等を含めた訪日外国人旅行者の受入の安全安心の確保のために重要な宿泊施設と認められること
 - 6) 当補助事業の実施にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の関係法令、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成29年3月国土交通省)などの宿泊施設のバリアフリー化に向けた基準等を踏まえていること。
 - 7) バリアフリー化された宿泊施設における客室・共用部についてホームページ等で情報提供することや、高齢者、障害者などバリアフリー化された客室を希望する利用者に対し優先して利用させること等により積極的に高齢者、障害者の利用を促進すること
2. 認定を行った計画については、認定通知書(様式第1-2-1)により申請者である宿泊事業者に対して通知するとともに、観光庁のホームページにて公表します。
3. 認定を受けた宿泊事業者は補助金交付申請書(様式第1-3-1)及び消費税額の取り扱い(様式第1-4-1)を提出してください。
4. 補助金交付申請書(様式第1-3-1)を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書(様式第1-5-1)により補助対象事業者へ通知します。

※補助対象事業者は交付決定日以降、事業を開始(発注、注文、契約等)することができます。
(交付決定前に開始された事業は補助対象外となります)

※補助対象事業の実施期間は平成30年12月31日までとなりますので、これまでに経費の支払い等を含め、全ての事業内容を完了する必要があります。

※6ページの想定スケジュールをよく参照してください。